
令和4年度第6回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和4年9月9日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	8番	田中	正則	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	山本	知司
	上月	清	西村	昭二
	保田	公範	公賀	義高
	白岩	義広		

4. 欠席委員 小椋 武 山寄 幸臣 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 8番 田中 正則 | 10番 中田 典昭 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 農地法第3条の許可の取り消しについて | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 非農地証明について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第8 | 議案第6号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書案について | |
| 第9 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、小椋委員、山嵯委員、竹内推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和4年度第6回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますが、7番 小椋 武委員はご欠席ですので、8番 田中 正則委員、10番 中田 典昭委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は5件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告第3号 農地法第3条の許可の取り消しについて報告します。令和4年2月委員会において審議していただきました「池田字深曲り679番1」の所有権移転売買について、令和4年2月10日付で許可通知を行いました。譲渡人と譲受人との契約が不成立となったため、両者より令和4年7月6日付で許可の取消願いが提出されました。これを受け、7月7日付で許可取消の通知を行いました。以上です。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号9-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号9-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号9-1 朗読後、説明】

土地の所在地 西御門地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 199 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 838 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 119 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 155 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 31 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 61 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 1,341 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 865 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 5.2 m²

土地の所在地 西御門地内

登記地目：畑 現況地目：田

面積 2,302 m²

事務局

権利の種類は、所有権移転贈与です。

理由につきましては、譲渡人は昨年お父さんが亡くなられ農地を相続されましたが、耕作の実態に合わせてこの度、叔母である譲受人へ贈与するものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、以前より農業を手伝っておられ、この度譲り受けられる農地でも引き続き果樹と水稻を栽培される予定です。通作については、自宅から1キロ程度であり問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、40年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、974アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き果樹並びに水稻を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、1番 平木正紀委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

平木委員

議席番号1番の平木です。受付番号9-1の事前調査について報告をさせていただきます。本件は譲渡人、譲受人とも共通の代理人を立てておられまして鳥取市の行政書士●●さんです。9月5日に代理人に電話で事前調査を行いました。案件といたしましては無償の所有権贈与でございます。何点か説明いたしますと譲渡人のお父さんが昨年暮れに亡くなられたということで相続については令和4年2月に農業委員会に報告が行われております。お子さんである譲渡人が相続をされております。2点目ですが譲渡人は若い方でお勤めです。農業従事は十分行えないとのことで家族、親族で今後について相談されたようです。先ほど説明がありましたが譲受人は譲渡人にとっては叔母にあたる関係で譲受人に作ってもらうことになったものです。特に最近では労力がないことから実質的には譲受人を中心に作業が行われていたとのことです。今回、譲受人も同居をされて農業を行われるということ。農地は面積的にはかなりあり9,700㎡程度あります。農地は野菜が多少ありまして果樹を中心にしておられます。農作業機械につきましては従前から所有されています。本件については果樹を中心に農業をされるものでありますのでSS（スピードスプレーヤー）や乗用草刈機も所有です。農業経営につきましては心配なく引き続き行われるものと思っております。念のため

平木委員	譲受人の母に佐藤推進委員と聞取りを行っております。その他、事務局の説明のとおりでありますので申請については問題ないと判断をしております。審議方よろしくお願いいたします。以上です。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。 譲受人はどのくらいの年齢の方ですか。
平木委員	立ち入ったことは聞いておりませんが50代前半です。これからも頑張っていただけだと思います。
議長（会長）	その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号10-2について事務局は説明願います。
事務局	受付番号10-2について説明をします。 【議案第1号 受付番号10-2 朗読後、説明】 土地の所在地 福井地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 2,251 m ² 土地の所在地 福井地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 182 m ² 権利の種類は、所有権移転売買です。 理由につきましては、譲受人から譲渡人へ譲り受けたい旨の相談をされ、売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、所有する農地で水稲や野菜を栽培されており、この度譲り受けられる農地では果樹を栽培される予定です。通作については、自宅から5キロ程度であり問題はないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、50年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、43アールあり問題はありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では、これまでホンモロコの養殖を行っており、引き続き養

事務局	殖を行う予定です。なお、休耕田等を利用したホンモロコの養殖につきましましては鳥取県農林水産部長通知「養魚水田における農地の取扱いについて（平成16年5月31日付経支第180号）」により農地として取り扱っております。また、この他にも今後は果樹を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長（会長）	この件につきましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
西村委員	西村です。議案第1号、10-2について報告させていただきます。9月4日に譲渡人に電話での聞取りを行いました。同日譲受人と帯同して現地確認と聞取りをさせていただきました。内容は事務局説明と重複いたしますが議案の当該農地でホンモロコ、ハエに似た魚ですけれどもこれの研究と養殖を20年くらい前から大学の先生と養殖グループで営んで販売しておられるようです。当該農地は譲渡人のお父さんから当時協力を受けて使用させていただいてきたのですが亡くなられて譲渡人が相続されました。譲渡人はとても管理はできないとのことで譲渡したいとのことでございました。そこでホンモロコの養殖グループの代表者であります譲受人が譲り受けるものであります。水槽の部分とプレハブの関連設備がございますがそれ以外の土地もかなりありましてそこは草刈り等を行い保全管理がなされています。今後はそこに栗を植えたいとのことでございます。ちなみに先ほど話しがありましたが農地を利用した養殖は届出でできるとのことです。よろしくお願います。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号11-3について事務局は説明願います。

事務局

受付番号 11-3 について説明をします。

【議案第1号 受付番号 11-3 朗読後、説明】

土地の所在地 池田字地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 400 m²

土地の所在地 池田地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 430 m²

土地の所在地 池田地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 3,010 m²

なお、こちらの土地は先ほど報告事項3で許可取り消しのありました土地です。

権利の種類は、所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人から譲受人へ譲り渡したい旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は、岩美町に在住で実家の農業を手伝っておられます。今は兼業ですが、将来的に現在貸し付けている農地の返還を受け農業を専業でしていくことも考えられているようです。この度譲り受けられる農地では水稻と野菜を栽培される予定です。通作については、自宅から30キロ程度であり問題はないと思われま

す。農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、10年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われま

す。次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、44アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻並びに野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められま

議長（会長）

この件につきましては、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしておりましたが本日はご欠席です。事務局は補足説明があればお願いします。

事務局

失礼します。先ほど説明をさせていただいたところですが山寄委員は本日ご欠席ですが譲受人が岩美町の方でもありますし、岩美町農業委員会事務局に問い合わせを行い、また、山寄委員に事前聞き取りを行っていただくなど調査を行ってきたところがございます。譲

事務局	渡人は当該農地のほかに池田地内の宅地も譲受人の勤める会社にお譲りになることもお聞きしております。今後、譲受人は適正に農業をしていただけるかとの問い合わせを山寄委員にさせていただiki確認を取っているところでもあります。なお、山寄委員が居住する集落でもありますし適正管理を指導するとのことでありました。本日お休みであることを承知しておりませんでした。事前の打ち合わせでは問題はないとのことでありました。補足としての報告とさせていただきます。
議長（会長）	先ほどの説明でご理解いただけましたでしょうか。この件につきまして、質問意見はありませんか。
山本推進委員	推進委員の山本です。ひとつお聞きしたいのですが岩美町からトラクターなどどのようにして持ってこられるのでしょうか。こんな広い土地ですので小さなトラクターなどを運んできて耕作するのは大変だと思いますが。参考までに教えてください。
事務局	先ほどの説明の中で譲渡人が所有する宅地を譲受人が勤める会社が譲り受ける説明を行いました。鳥取市にあるこの会社が農機を所有しておられ、それを持ってきて使用することです。以上です。
議長（会長）	よろしいでしょうか。その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 12-4 について事務局は説明願います。
事務局	受付番号 12-4 について説明をします。 【議案第1号 受付番号 12-4 朗読後、説明】 土地の所在地 石田百井地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 248 m ² 土地の所在地 石田百井地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 159 m ² 権利の種類は、所有権移転売買です。 理由につきましては、譲渡人から譲受人へ譲り渡したい旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。

事務局	<p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は実家の農業を手伝っておられます。この度譲り受けられる農地で野菜を栽培される予定です。通作については、自宅から10キロ程度であり問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、6年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は20アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、55アールあり問題はありませぬ。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましても、9番 山寄幸臣委員に事前調査をお願いしておりましたがご欠席ですので事務局は補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>少し補足をさせていただきます。前のスライドを見ていただけたらと思います。国中保育所の横に位置する農地です。現況は保全管理であり作付けされていません。ここにつきましても農地として適正に管理していただけるかとの観点から事前に山寄委員と話をいたしました。山寄委員は自身の担当地区であり、また、荒れても困ることからしっかり指導を行うとのことでありました。なおこの件は譲渡人、譲受人とも行政書士を代理人にしておられますが譲受人に直接話を聞かせていただきました。年齢は30代位の方で適正に管理するとの回答を受けております。報告は以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましても、質問意見はありませぬか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きましても、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましても審議を行います。</p>

議長（会長）

受付番号 10-1 について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号 10-1 について説明をします。議案書の3ページをご覧ください。

【議案第2号 受付番号 10-1 朗読後、説明】

土地の所在地 福本地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 295 m²

所有権移転による一般個人住宅を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の4ページから9ページに付けています。

場所については、議案書の4ページから6ページに図面を付けていますが、天王木集落内に位置する第3種農地です。土地利用計画図は7ページに付けています。

転用理由につきましては、家族4人で居住する居宅を新築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、管理設道路沿道の区域に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明の写しにより確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地ですが、東側は田、西側は宅地、南側は公衆道路、北側は畑に隣接しており隣接地の同意は得られています。

雨水は既設の道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道に接続します。

日照、通風についてですが、隣接地から一定の距離をとっているため周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査を行いましたので報告いたします。

議長（会長）	<p>9月2日、電話で聞取りを行いました。譲渡人は●●に勤めておいでです。譲渡人は代理人を立てておられますが知らない仲ではありませんので本人に電話をしました。天王木集落及び申請地の近隣は若桜町にある企業が住宅を建てる計画を立てられまして多くの住宅が建っています。この度この近隣に宅地を探している方があり●●の社長から聞いたとのこととございました。そういうことで購入の希望があったので売ることにしたとのことでした。この土地はですね。地目は田であります。現在は草刈り等、保全管理のみされています。周りが住宅地になったことから豪雨より水路が溢れたことを機に用水としての機能を止めておりますので畑地として利用できない状況です。</p> <p>同じ日に代理人の行政書士さんに伺いましたところ譲受人は周辺地域に適当な土地がないかいろいろ訪ねていましたら本件の土地を紹介され購入することになったとのことでした。代理人の行政書士さんは何ら問題ないと思っておりますとのことでした。事務局の説明もございましたが私の方から多少の付け加えをさせていただいて報告とさせていただきます。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第3号 非農地証明について審議を行います。受付番号3-1について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明について説明します。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号3-1について説明します。</p> <p>【議案第3号 受付番号3-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：坂田地内</p> <p>登記地目：畑 現況地目：畑</p>

事務局	<p>面積：87 m² 場所につきましては、坂田地内の農地になります。 理由につきましては、申請地は平成10年頃より耕作しておらず、現在は原野となっている状態です。 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地です。 以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。</p>
山根委員	<p>報告をさせていただきます。現地につきましては8月17日に調査を行いました。西村委員、上月推進委員、事務局2名と私の5名です。事務局からもありましたように原野となっておりますが、もともと現地は畑であったところで前には町道があります。過去に町道買収の対象となりその残地として法面が残っております。法面が今では原野状態になっております。現地調査を行いまして農地でない委員全員が判断したところでございます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。山本推進委員どうぞ。</p>
山本推進委員	<p>今の説明で原野とのことですが写真を見る限り畑にもどるのではないのでしょうか。</p>
山根委員	<p>現地は大半が町道に接する法面です。一部は再生可能といえれば可能かもしれませんが全体的に見て委員全員が非農地と確認いたしました。</p>
議長（会長）	<p>写真では分かりにくいかもしれませんね。よろしいでしょうか。その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号4-2について事務局は説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号4-2について説明します。</p> <p>【議案第3号 受付番号4-2 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地：船岡地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積：802 m²</p> <p>土地の所在地：船岡地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積：207 m²</p> <p>土地の所在地：船岡字地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積：21 m²</p> <p>土地の所在地：船岡地内4 登記地目：畑 現況地目：畑 面積：675 m²</p> <p>場所につきましては、船岡地内の農地になります。</p> <p>理由につきましては、申請地は昭和年月日不詳より耕作しておらず、現在は山林となっている状態です。</p> <p>この農地は、農振農用地区域外の第2種農地です。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、11番 山根祐一委員に事前調査をお願いしておりますので、報告をお願いいたします。</p>
山根委員	<p>報告をさせていただきます。申請地の4筆でございますが先ほどと同じく8月17日に現地調査をさせていただきました。西村委員、上月推進委員、事務局2名と私の5名です。昭和年月日不詳とありますが私の小学校は地元船岡小学校でございます。小学校の期間、天満山によく登っておりましたが現地はその付近で当時から竹林、竹が覆い茂っておったと記憶しております。9月4日に申請人ご本人に電話で確認させていただきました。非農地証明の申請に間違いはないとの回答でありました。皆様ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>

議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で議案第3号 非農地証明についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の17ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>八頭町長から令和4年8月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p> <p>今月は通常の利用権が、更新のみで1件です。面積は、田のみで5,339㎡（2筆）です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規3件、更新2件、合計5件です。面積は田のみで7,165㎡（6筆）です。</p> <p>すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分 受付番号23-1について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号23-1について、申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号90-1から94-5について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)

議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号 90-1 から 94-5 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和4年8月30日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号138-1から140-3について説明します。</p> <p>先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地で、機構関連整備支援事業に係る2筆の農地を除く3,726㎡（4筆）を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。</p> <p>地域の担い手法人2社へ3,726㎡（4筆）を配分するものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。整理番号 138-1 から 140-3 につきまして審議を行います。</p> <p>これらにつきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>3番委員の今井です。初めに質問すれば良かったのですが貸付金額は10アール当たりの金額か年額か教えてください。</p>
議長（会長）	<p>事務局は説明をしてください。</p>
事務局	<p>議案様式変更の説明の際に行うべきでした。失礼いたしました。記載の貸付金額ですが貸付面積にかかる年額です。これまでの様式では10アール当たりの年額を記載しておりましたが新しい農地台帳システムへの変更に伴い貸付面積にかかる年額となりました。以上です。</p>
今井委員	<p>10アール当たりの年額ではなく全体ですね。分かりました。</p>
議長（会長）	<p>その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>

議長（会長）

賛成多数と認めます。整理番号 138-1 から 140-3 につきまして、申請どおり決定します。

以上で議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。

続きまして、日程第 8 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書案の決定について、事務局は説明願います。

事務局

議案第 6 号、農地等の利用の最適化の推進に関する意見書案について説明します。

議案書の 22 ページをご覧ください。

本議案は、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づく意見書の決定について採決を求めるものであります。案につきましては 23 ページでご確認ください。この件につきましては、令和 4 年 3 月に本町の農業振興地域整備計画が見直され、稲荷地内の一部農地について、定住促進の観点から一定規模の宅地造成を見据えて農用地区域から除外されましたことに関連し、各委員から、防災・減災など多面性を兼ね備えた農地の役割が低下することによる周辺農地への影響、住宅建築による人口及び交通量の増加など、周辺地域における住環境の変化が懸念等の意見をいただいたことから、町に対し、周辺農地への影響が災害時においても生じることなく、また、地域住民が安心して住み続けることができる環境づくりに必要な施策の検討・実施が行われるよう、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づく意見書を提出するものであります。

主な内容については第 5 回定例員会で説明させていただいたところですが、周辺農地への影響が災害時においても生じることなく、また、地域住民が安心して住み続けることができる環境づくりに必要な施策の検討・実施が行われるよう町に対し、1. 農用地区域から除外した農地の周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保として、周辺地域の排水対策の検討・実施 2. 宅地造成を見据えた周辺地域の住環境整備と安全の確保として周辺地域の道路拡幅、歩道整備等安全対策の検討・実施を求めます。

また、3. 町の施策に係る農地の農業上の総合的な利用の確保として、農地転用案件に限らず、今後、町が開発行為を計画する場合は、住環境の充実に配慮しつつ、農地の周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に努めるよう求めるものであります。この内容で決定いただければ、9 月下旬に会長及び職務代理で直接町長に意見書を提出させていただきたいと思っております。説明は以上です。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。
今井委員	3番委員の今井です。教えてください。意見書の意味と要望書の意味といろいろな文言があると思うのですが強制力が農業委員会としてあるのでしょうか。行政上ではどうでしょうか。
議長（会長）	以前、農業委員会は建議書を出しておりました。新しい制度では意見書を出すこととなっておりいい加減なものを出すことはできません。そういった意味では行政は農業上の問題について意見を尊重していただくことになっています。強いレベルのものになっていると私は思っています。
事務局	強制力との話でしたが先ほど説明させていただきました農業委員会等に関する法律第38条第1項に記載がございます。本日の資料には付けておりませんが第5回定例委員会の説明資料をお持ちでしたらご確認ください。この意見書の効力ですが38条第1項に意見書を受けた行政機関とありますが農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならないとされています。強制力はございませんが法律にはこういった記載となっているということを説明とさせていただきます。
今井委員	分かりました。よろしく申し上げます。
議長（会長）	その他、ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。議案のおり決定といたします。 以上で議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する意見書案についての審議を終了します。 続きまして日程第9 その他について事務局よりお願いします。
事務局	●第5回定例委員会議案の訂正について ●中山間地域等直接支払交付金制度の集落戦略策定について ●違反転用案件について ●次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は10月11日（火）13時30分から船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第6回農業委員会を終了します。

終了（15時15分）